

2015年6月5日

関西電力株式会社 取締役社長 八木 誠様

「電気料金再値上げ」に際しての申し入れ

若狭連帯行動ネットワーク

貴社は2年前に続き6月1日から電気料金を再値上げしました。私たちは、中小企業や家庭を苦しめる今回の値上げに強く抗議すると共に、2月12日に賛同39団体500個人で提出した「関西電力の電気料金値上げと原発再稼働に関する公開質問状」に面談も回答も拒否したままであることに満身の怒りを込めて厳重抗議します。「原発を廃炉にすれば年間3600億円の維持管理費が浮いて電気料金を下げられる」という私たちの主張の正しさは、美浜1・2号と敦賀1号の廃炉でコストを実際に削減できたという事実で証明されました。しかし、敦賀1号廃炉に伴う「84億円削減」は、敦賀1・2号を合わせた「受電なき電力購入費」288億円の3割弱にすぎず、少なすぎます。美浜1・2号廃炉に伴うコスト削減も34億円にすぎず、500億円程度の維持管理費の1割にも満たず、少なすぎます。また、本来貴社が負うべき「特別損失」を電力消費者へ全額転嫁する会計制度を使って「廃炉費積立不足金22億円」を新たに計上しています。電気料金を再値上げしながら、廃炉に伴うコスト削減額を消費者に還元するどころか、コスト削減額を過小に見積もって赤字補填に回し、特別損失を電力消費者に全額転嫁する貴社の自社利益優先の姿勢は断じて許せません。

貴社がいくら逃げ回っても、逃げ切ることはできません。私たちは、貴社の回答拒否を受けて2月26日には緊急公開質問状を提出し、3月3日には経産省主催の公聴会で意見陳述の上、貴職に公開質問状への回答を直接求めましたが、貴職は「検討する」と約束しながら踏みにじりました。私たちは屈せず、4月20日には「電力自由化と脱原発を考えるつどい」の決議文を提出、5月11日には「チェルノブイリ事故から29年に際しての申し入れ」を提出し、電話、FAX、手紙などあらゆる手段を駆使して何度も何度も貴社に回答を求めました。しかし、貴社はいまだに回答せず、電気料金再値上げの「お知らせ」を一方向的に全戸配布したのです。しかも、「電気料金の内訳」には、「再生エネ発電促進賦課金」を記載しながら、風力発電は元より太陽光発電単価でさえ貴社の電気料金より安くなっているという事実には一言も触れず、「廃炉に伴うコスト削減額を消費者に還元する」との経産省との約束を明記していません。廃炉による貴社の特別損失を消費者に全額転嫁する事実も伏せたままです。都合の悪いことは隠し、「原発が動かないから値上げする」というウソをつき続けています。傲慢な姿勢、ここに極まれます。こうした貴社の余りにもひどい消費者軽視の姿勢に怒った市民が、次々と私たちの公開質問状に賛同の声を寄せてくださっています。2月中旬から毎週のように賛同が増え続け、6月3日現在、52団体、5,265個人に達しています。貴社が自らの経営責任を棚上げにし、責任を取らず、逃げ回れば逃げ回るほど賛同の輪が広がったのです。貴職はこの現実を直視し深刻に受け止めるべきです。

貴社の家庭用電気料金は、風力発電の買取価格23.76円/kWh(税込)をはるかに超え、太陽光発電の新固定買取価格(7月以降、非住宅用10kW以上税込29.16円/kWh)より高いのです。原発をきっぱりとやめ、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電に転換すべきです。再処理・プルトニウム利用をやめ、使用済燃料再処理等積立金(うち20数%が関西電力)を取り崩せば、脱原発・再生可能エネルギー普及費を捻出できます。原発を廃炉にし、再生可能エネルギーを普及させれば、電気料金値下げは可能です。発送電分離を早め、送配電網の全国的統合・公的管理で送配電網整備・再生可能エネルギーの優先拡大を図るべきです。

昨年5月21日の大飯3・4号運転差止判決に続き、福井地裁は今年4月14日、高浜3・4号の運転差止仮処分命令を出しました。貴社の仮処分停止要請は却下されました。これらの判決を前にして、貴社は襟を正し、これまでの経営方針を転換すべきです。原発依存の経営から省エネと再生可能エネルギー中心の未来型電力会社に転換すべきです。高浜3・4号の再稼働を断念し、全原発を即刻廃炉にし、来年度からの電力小売り全面自由化に備えるべきです。そうしない限り、電力消費者にそっぽを向かれ、貴社に未来はないでしょう。

改めて申入れます。原発再稼働を断念し、全原発を廃炉にし、電気料金を値下げしてください。